## せり売又は入札を必要とする品目

| 市場 | 取扱品目の部 | 取扱品目 | せり売又は入札をすべき割合 |
|---|---|---|---|
| 本場 | 青果部 | 市内産の野菜及び果実（個選品に限る。） | 25% |
| | 水産物部 | 生鮮まぐろ類、朝網物（卸売される当日に水揚げされた生鮮水産物をいう。）その他生鮮水産物で市場担当理事が定めるもの | 100% |
| 食肉市場 | 食肉部 | 牛及び豚の枝肉（卸売業者が生体で委託を受け、横浜市中央と畜場においてと畜解体されたものに限る。） | 100% |

※上記以外はせり売若しくは入札又は相対取引

## 決済の方法

①卸売業者が受託物品の卸売をしたときは、その卸売をした日の翌日までに、委託者へ売買仕切書を送付するとともに、現金で売買仕切金を支払わなければならない。ただし、委託者との間に特約がある場合は、これによるものとする。

②卸売業者から物品を買い受けた者は、買い受けた物品の引渡しを受けた日に、その物品の代金を支払わなければならない。ただし、卸売業者との間に特約がある場合は、これによるものとする。

③上記のほか、取引参加者は、相手方と取り決めた支払期日及び支払方法に従って、市場での売買に係る代金の支払いを行わなければならない。